

【参考】

地方自治法第 260 条の 46 第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足る資料の具体例

このことについて、以下のとおり想定される書類を参考までに紹介します。

「1. 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること」（同項第 1 号）及び

「2. 当該認可地縁団体が当該不動産を 10 年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること」（同項第 2 号）の疎明資料

認可地縁団体による申請不動産の所有の事実に加え、本件申請時点とその 10 年以上前の時点における認可地縁団体の申請不動産の占有事実を疎明するに足る資料が必要です。

- ・申請不動産の所有又は占有に係る事実が記載された認可地縁団体の事業報告書等
- ・上記事業報告書のほか、公共料金の支払領収書、閉鎖登記記録の登記事項証明書又は謄本、旧土地台帳の写し、固定資産税の納税証明書、固定資産課税台帳の記載事項証明書 等
- ・これらの資料が入手困難な場合、入手困難な理由書のほか、認可地縁団体が申請不動産を所有又は占有していることについて、申請不動産の隣地の所有権の登記名義人や申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記載した書面や、認可地縁団体による申請不動産の占有を証する写真 等

「3. 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること」（同項第 3 号）の疎明資料

- ・認可地縁団体の構成員名簿、墓地の使用者名簿（申請不動産が墓地である場合） 等
- ・これらの資料が入手困難な場合、入手困難な理由書のほか、申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人全てが認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であることについて、申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記した書面 等

「4. 当該不動産の登記関係者（表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人）の全部又は一部の所在が知れないこと」（同項第 4 号）の疎明資料

- ・登記記録上の住所の属する市区町村の長が、当該市区町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面
- ・登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面
- ・申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等が、登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面